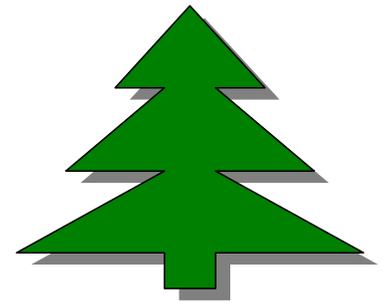
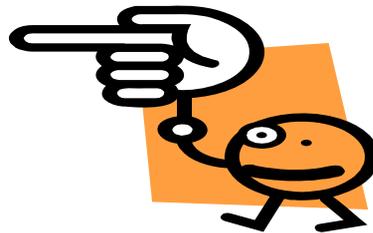


平成18年10月から精神保健  
福祉手帳に写真が貼付されます！



### 写真を貼付する理由



現在の精神障害者保健福祉手帳は、写真がないために本人確認が困難であり、各種の福祉サービス等を受ける場合に様々な問題がありました。

今回それらの問題について、前向きな関係機関の支援協力を得るために、他の障害者手帳（身体障害・知的障害）と同様に、平成18年10月1日より写真貼付することになりました。

### 申請の手続き



10月1日以降に精神障害者保健福祉手帳を新規申請や更新申請される方は、原則1年以内に撮影された上半身脱帽の写真（たて4cm×よこ3cm）を1枚添えて手続きください。（写真の裏面に申請者の氏名をご記入ください。）

なお、有効期限が残っている精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方でも、ご希望の場合は、手帳に写真を貼付することができますので、同様の写真をご準備ください。